



公式通知 No.4 ピットロード走行ルール

袖ヶ浦マル耐特別規則書の「御定書」の「御定書_2輪用 6-6 ピットロードの速度制限」及び「御定書_4輪用 6-5 ピットロードの速度制限」の中に、ピットロード走行時の減速措置の記載があります。詳細併せて改めてご案内させていただきます。

1, 一時停止線

ピットロード入口に一時停止線を設けます。**ピットロード進入車両は必ずここで一時停止をしてください。**また、追突の危険がありますので、**ピットロード進入時は十分に減速して下さい。**ただし、**赤旗中断時は渋滞回避の為に一時停止ルールは解除とします。**

2, パイロンの設置

ピットロード上には、一定間隔ごとに2つずつパイロンを設置します。ピットロード走行車両は、【ピットロードの走行レーン内で、パイロンを避けながら通過する】ようお願い致します。停車レーンを走行や青いラインを跨いだままの走行は大変危険なお止めください。ただし、自チームピットの前後区間ではその限りではありません。

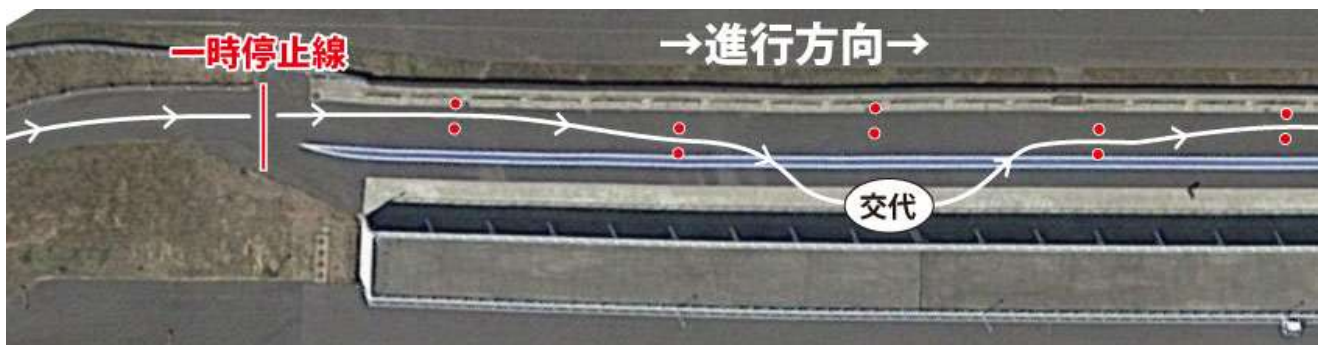
★ ピットロードの青いライン ★

ピットレーンの中央には青いラインが引かれています。このラインは、ピットロード上での「走行レーン」「停車レーン」の境界を示しています。

○走行レーン 青いラインよりホームストレート側

○停車レーン 青いラインよりピット側

ピットロード上はこのように区切られております。ライダー／ドライバー交代時は他車とラインが交錯する危険があります。停車・発進時は後方に十分注意して下さい。また、境界線である青いライン上は横切る形にて通過がのぞましいです。**ライン上を長い距離走行することのないようお願い致します。**



株式会社 WITH ME

袖ヶ浦マル耐事務局

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 7-11-3

tel:03-5838-7397 fax:03-5838-7398

mail:event@withme-racing.com